

平成28年度小松島市重要事業実施に伴う政策等の形成過程説明シート

事務事業名	ごみ焼却施設整備事業			整理番号	-
				担当課係	環境衛生センター
事業予算費目	款	4	衛生費	記入者職・氏名	
	項	2	清掃費	内線等	32-8290
	目	2	塵芥処理費	事業区分	経常事業
	大事業	9	ごみ焼却施設整備事業	事業期間	昭和 58 年 ~ 年度
事業の実施主体	市（委託・補助事業含む）				
根拠法令等	廃棄物の処理及び清掃に関する法律				

■事業の概要・全体計画等（政策の発生源、提案に至るまでの理由）

本市のごみ焼却施設は運用開始から30年以上経過しており、施設の老朽化が進んでいるのが現状である。このため、施設運営に支障をきたすことのないよう毎年計画的な整備を行っている。
現時点では、新たなごみ処理施設の計画が未確定であることから、既存施設の運転期間を延長する必要性があり、新施設が完成するまでの間、既存施設を適正に運転するためには毎年の点検整備が必要不可欠である。

事業の内容	手段（計画している主な活動の内容、手段、手順）
	ごみ焼却施設の整備工事に必要な設計書を作成するため、設計業務を専門の業者に委託し、整備箇所決定した後、入札後審査方式一般競争入札（総合評価落札方式（施工能力審査型））を実施しているが、入札参加者が1者しかなく、開札執行が取り止めとなっている。そこで、早急な整備工事が必要である本施設の現状を踏まえ、入札参加者と価格交渉を行い随意契約により工事を発注している。また、工事完成後は契約検査課による市工事検査規定に基づく竣工検査を実施後、工事を完了している。
事業の目的	効果（事業実施によってどういう状態・結果に結びつけるか） 老朽化したごみ焼却施設を適正に運転できるよう計画的に整備するものである。

■総合計画(後期基本計画)との整合性

事業目的が総合計画(後期基本計画)上の施策に結びついているか？	<input checked="" type="checkbox"/> いる	総合計画(後期基本計画)上の位置付け		重点目標	<input checked="" type="checkbox"/>	基本目標
	<input type="checkbox"/> いない		大項目	6. 「街が輝く」		
			中項目	①快適に暮らせる生活基盤の整備		
			小項目	5. 生活関連施設の整備		
(理由) 既存施設の延命を図り、安全で確実な運営に取り組むことは、総合計画（後期基本計画）にある、「ごみ処理施設などの生活関連施設については、適切に維持補修を行い、運用します。広域行政の視点も取り入れ、施設のライフサイクルに応じた更新を進める」との内容に合致しており、整合性が図られている。						

■他の自治体の類似する政策との比較検討

焼却施設を所有する近隣の市町についても同様の課題を抱えており、徳島東部7市町村（徳島市、小松島市、勝浦町、北島町、松茂町、石井町、佐那河内村）で構成された「徳島東部地域環境施設整備推進協議会」において広域整備にむけた協議を重ねていたが、建設予定地近隣住民からの反対によって計画が白紙撤回になった。その上、協議会自体も解散となった現在、新施設の完成時期は全くの未定となっている。
今後は、新たな枠組みでの広域整備を検討するなど、早期に計画策定を行い、既存施設への整備にかかる費用の軽減を図りたいと考えている。

■市民参加の実施の有無とその内容 (有・**無**) ○を入れてください。

事業の対象	対象(誰、何を対象にしているのか)
	市民の日常生活から搬出される燃やせるごみ
事業の意図	意図(事業の狙いはなにか、対象をどう変えるのか)
	既存施設の点検及び計画的な整備を行い、適正な維持管理のもとで、市民から排出されるごみを焼却処理する。
事業に対する関係者から要望等意見はどのようなものが寄せられているか	(市民、議会、事業対象者、意識調査等事業関係者からどのような意見・要望があるか)
	市民からは、効率的かつ安定的なごみ焼却事業の運営が望まれている。
事業を取り巻く状況等は、今後どう変化しますか?	(社会状況、根拠法令、規制緩和、周辺の状況等は今後どのように変化していくか)
	新規焼却施設の整備に向け、近隣の市町と連携した広域整備の実現など、あらゆる可能性を模索しながら、目標年度における新施設の稼働を目指し検討を進めていく。新規施設計画の早期実現により、既存施設にかかる整備費用は節減できる。

■事務事業に係るコスト・財源措置・将来に渡るコスト計算、有効性について

		全体計画	28年度	29年度	30年度	31年度以降	最終年度	
全体コスト	財源内訳	国 県 支 出 金	0					
		地 方 債	196,500	196,500				
		その他(利用者負担等)	0					
		一 般 財 源	50	50				
	A 直接事業費(千円)	196,550	196,550	0	0	0	0	
	人件費	正 規 職 員 数	0.40 人	0.40 人	人	人	人	人
		職 員 人 件 費 ①	3,320	3,320				
		臨 時 ・ 嘱 託 職 員 数	0.00 人	0.00 人	人	人	人	人
		臨 時 ・ 嘱 託 職 員 の 賃 金 等 ②	0					
	B 人件費計(千円)①+②	3,320	3,320	0	0	0	0	
A + B	199,870	199,870	0	0	0	0		

有効性について	① この事務事業を行わない場合の影響はありますか?	<input checked="" type="radio"/> ある <input type="radio"/> a ない	理由	事業を実施せずそのまま放置すると、更なる老朽化による不具合で焼却施設の運転が不可能になる恐れがある。運転停止になりごみの焼却ができなくなると、ごみの収集ができなくなり、市民生活に支障をきたすことになる。また、不衛生による害虫の繁殖や感染症等の蔓延が懸念される。 ごみ処理は市民が日常生活を営む上で必要不可欠であることから、この事業にかかる必要性は非常に高い。
	② 類似事業との整理統合はできないか?	<input checked="" type="radio"/> できない <input type="radio"/> a できる	理由	施設整備について類似した事業はなく、整理統合はできない。
	③ 成果をさらに向上させる余地はありますか?	<input type="radio"/> ない <input checked="" type="radio"/> a ある	理由	現在検討している新規施設計画の早期実現により、既存施設にかかる整備費用は節減できる。

◎改善・効率化・見直しの方向性 ※上記において a を選択した場合、必ず記入してください。

有効性	①	
	②	
	③	新施設の建設や稼働時期を見据え、最低限必要な整備を実施し、また、現在の施設運営にかかるランニングコストを含めたトータルコストの検討を行うなど、より適正な施設の維持管理に努める。

所属長による総合的なコメント

一般廃棄物の処理は自治体の責務であり、既存のごみ処理施設を安全に運転させることにより、市民環境の保全、公衆衛生の保持に繋がる。よって、施設の整備工事は適正な維持管理を行うためには必要不可欠と考える。しかしながら、新施設建設等についても考慮し、既存施設整備費用を最小限に抑制するように努める。